

## 第1号議案

### 議会からの意見聴取に対する回答の承認について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第55条第4項の規定により議会から意見を求められた平成24年5月定例府議会への次の提出議案について、その趣旨、内容とも適当であると認められる旨を回答したことを承認する。

平成24年6月15日

大阪府教育委員会

第14号議案 府費負担教職員の人事行政事務に係る事務処理の特例に関する条例一部改正の件

<参 考>

[内 容]

児童手当法の改正に伴い、規定の整備（条ずれ是正）を行う。

[施行期日]

公布の日

[根拠規定]

#### ○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（条例による事務処理の特例）

第五十五条 都道府県は、都道府県委員会の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。

以下（略）

4 都道府県の議会は、第一項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該都道府県委員会の意見を聴かなければならない。

#### ○大阪府教育委員会事務決裁規則

（委員会決裁事項）

第三条 委員会が会議の議決により決裁する事項は、次のとおりとする。

七 前各号に掲げるもののほか、特に重要と認められる事項に関すること。

(事務の専決及び代決)

第五条 第三条各号に規定する事項について緊急やむを得ないときは、教育長がその事項を代決することができる。

(専決した事項等の報告)

第七条 (略)

2 第五条の規定により教育長が代決したときは、速やかに委員会の会議において報告し、その承認を受けるものとする。

## 府費負担教職員の人事行政事務に係る事務処理の特例に関する条例の改正（概要）

教育委員会事務局教職員室教職員企画課

### ■改正の理由

- ・大阪市については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 55 条第 1 項の規定に基づき、児童手当に関する認定事務等であって、大阪市が設置する学校の職員（府費負担教職員に限る。）に係るものを大阪市が処理することとするため、条例の規定を設けているところである。
- ・今般、児童手当法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 24 号）が、平成 24 年 4 月 1 日に施行されたことに伴い、規定整備を行うものである。

### 【参考】児童手当法改正の概要

- ①平成 24 年度の児童に対する手当の支給は「子ども手当」ではなく「児童手当」により行うものとする。
- ②旧児童手当法に平成 23 年度子ども手当特別措置法に規定した事項を盛り込む。
- ③子ども手当の申請期限等について、平成 24 年 9 月 30 日まで延長する。

### ※法改正のうち条例改正に関連する条項

- ・法第 7 条（認定）：  
受給資格者に「施設受給資格者（里親等）」（第 2 項関係）を追加し、「一般受給資格者（保護者等）」（第 1 項関係）と区分。  
（平成 23 年度子ども手当特別措置法に規定されている内容を児童手当法に反映するための改正）
- ・法第 17 条（公務員に関する特例）：  
申請者が府費負担教職員の場合、児童手当の認定（第 7 条）及び支給（第 8 条）を行う者を「都道府県の長又はその委任を受けた者」と読み替える規定を置いているが、第 7 条第 2 項が追加されたことにより条ずれ（旧第 2 項→新第 3 項）が発生したため、修正を行っている。

### ■改正の内容

- ・児童手当法第 7 条及び第 17 条の改正に伴い、条例第 4 条の改正を行う。  
第 4 条第 1 号中「第 2 項」を「第 3 項」に改める。

### ■施行期日

公布の日

### ■政策アセスメント・制度間調整

大阪市と条例の改正について調整済

大阪府条例第 号

府費負担教職員の人事行政事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

府費負担教職員の人事行政事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成十二年大阪府条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第四条（略）</p> <p>一 法第十七条第一項又は第二項の規定によつて読み替えられ、又は準用される法第七条第一項及び第三項の規定による受給資格及び児童手当の額の認定に関する事務</p> <p>二・三（略）</p>	<p>第四条（略）</p> <p>一 法第十七条第一項又は第二項の規定によつて読み替えられ、又は準用される法第七条第一項及び第二項の規定による受給資格及び児童手当の額の認定に関する事務</p> <p>二・三（略）</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。